

令和6年9月10日  
(2024年)

西宮市政記者クラブ 各位

上下水道総括室長

### 上下水道局職員の懲戒処分について

本日、下記のとおり上下水道局職員に対し、処分を行いました。

今後は、再発防止に向け、各所属長を通じて、全職員に対して公務員として高い倫理観を持って職責を果たすよう指導の徹底を図ってまいります。

### 記

#### 1 事案の概要

当該職員（以下、「職員」という。）は令和5年3月、兵庫県神戸市内で他人が所有する自動車のタイヤをパンクさせた器物損壊容疑で、令和6年4月24日に逮捕されました。その後、職員に対し事情を聴取したところ、令和3年6月以降、同一人に対して自動車のタイヤをパンクさせる行為を4回、また自動車のボディを傷つける行為を1回していたことが判明しました。なお、これら5件の行為について、令和6年6月24日付で神戸地方検察庁から本人宛に不起訴処分告知書が告知されております。

#### 2 職員及び処分の内容

処分年月日	職名	年齢	性別	処分内容
令和6年9月10日	水道主査	62歳	男性	減給（10分の1）1か月

#### 3 処分の理由

職員の行為は、故意に他人の所有物を損壊したもので、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に該当するものです。

このことは、公務内外を問わず、高い倫理規範が求められる公務員として、西宮市職員の職の信用を著しく傷つけるものであり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、厳正に対処したものです。

以上

#### 【お問い合わせ先】

上下水道局 上下水道総括室 上下水道総務課 平岡  
電話：0798-32-2200